

令和七年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	1
-----------------------------	---

令和 7 年 6 月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第97号議案

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、特別職の職員の給料の月額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 知事等の給料の月額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知事	1,280,000円	1,290,000円
副知事	1,000,000円	1,010,000円
教育長	800,000円	810,000円
常勤の監査委員	670,000円	680,000円

(2) 病院事業管理者の給料月額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
医師でない場合	800,000円	810,000円
医師である場合	1,000,000円	1,010,000円

(3) 行政委員会の委員等の報酬額の改正

区 分		改 正 前	改 正 後
教育委員会	委員	月額 190,000円	月額 192,000円
	委員長	月額 38,300円	月額 38,900円
選挙管理委員会	その他の委員	月額 31,900円	月額 32,400円
	委員長	月額 231,000円	月額 234,000円
人事委員会	その他の委員	月額 190,000円	月額 192,000円
	識見を有する者	月額 276,000円	月額 280,000円
非常勤の監査委員	議会の議員	月額 108,000円	月額 109,000円
	委員長	月額 231,000円	月額 234,000円
公安委員会	その他の委員	月額 190,000円	月額 192,000円
	委員長	月額 231,000円	月額 234,000円

労働委員会	会長	月額 231,000円	月額 234,000円
	その他の公益委員	月額 190,000円	月額 192,000円
	労働者委員及び使用者委員	月額 164,000円	月額 166,000円
収用委員会	会長	日額 38,300円	日額 38,900円
	その他の委員	日額 31,900円	日額 32,400円
海区漁業調整委員会	会長	日額 38,300円	日額 38,900円
	その他の委員	日額 31,900円	日額 32,400円
内水面漁場管理委員会	会長	日額 38,300円	日額 38,900円
	その他の委員	日額 31,900円	日額 32,400円

(4) 附属機関の委員等の報酬日額の支給限度額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
附属機関の委員等	13,300円	13,500円

(5) 投票管理者等の報酬日額の改正

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定により定められた額と同額とすること。

3 施行期日

令和7年8月1日から施行する。ただし、2の(5)については、公布の日から施行する。